○八一二・九〇	その他のもの	一六%	B10
	バナナ		R
	オレンジ		
	毎年六月一日から同年一月三〇日までに輸入されるもの		
	毎年六月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの	一六%	B15
	その他のもの		X
	毎年一二月一日から翌年五月三一日までに輸入されるもの		X
	グレープフルーツ（ポメロを含む。）	一〇%	B7
	その他のもの		
	レモン及びライム（保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものを除く。）	九・六%	B15
	くり（カスタネア属のもの）		A
	その他のもの		
	パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップル及びレイシ		A
	マンダリン、タンジェリン及びうんしゅうみかん並びにクレメンタイン、ウィルキングその他これらに類するかんきつ類の交雑種	一七%	B10
	その他のもの	一二%	B7
○八・一三	乾燥果実（第〇八・〇一項から第〇八・〇六項までのものを除く。）及びこの類のナット又は乾燥果実を混合したもの	九%	B7
○八一三・一〇	あんず		A
○八一三・二〇	プルーン		A
○八一三・三〇	りんご	九%	B7
○八一三・四〇	その他の果実		A
	ベリー		
	その他のもの		
	パパイヤ、ポポー、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップル及びサントル	九%	B7
	干し柿		A
	その他のもの		
○八一三・五〇	この類のナット又は乾燥果実を混合したもの	九%	B5
○八一四・〇〇	かんきつ類の果皮及びメロン（すいかを含む。）の皮（生鮮のもの及び冷凍し、乾燥し又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものに限る。）		A
	第九類		
○九・〇一	コーヒー、茶、マテ及び香辛料		
○九〇一・一一	コーヒー（煎ってあるかないか又はカフェインを除いてあるかないかを問わない。）、コーヒー豆の殻及び皮並びにコーヒーを含有するコーヒー代用物（コーヒーの含有量のいかんを問わない。）		
	コーヒー（煎ったものを除く。）		
	カフェインを除いてないもの	一七%	B10
	カフェインを除いたもの		A
○九〇一・一二	コーヒー（煎ったものに限る。）		
	カフェインを除いてないもの	一二%	B3
	カフェインを除いたもの		A
○九〇一・二一	その他のもの		
○九〇一・二二	茶（香味を付けてあるかないかを問わない。）	一七%	B10
○九〇一・九〇	緑茶（発酵していないもので、正味重量が三キログラム以下の直接包装にしたものに限る。）		A
○九・〇二	その他の緑茶（発酵していないものに限る。）		A
○九〇二・一〇	くず（飲用に適するものを除く。）		A
○九〇二・二〇	その他のもの	一七%	B10

○九〇二・三〇	紅茶及び部分的に発酵した茶（正味重量が三キログラム以下の直接包装にしたものに限る。）	一二%	B10
	紅茶	一七%	B10
	その他のもの		A
○九〇二・四〇	その他の紅茶及び部分的に発酵した茶		A
	くず（飲用に適するものを除く。）		
	その他のもの		
	紅茶		
	その他のもの		
○九〇三・〇〇	マテ	一七%	B10
○九・〇四	とうがらし属又はピメンタ属の果実（乾燥し、破砕し又は粉砕したものに限る。）及びこしょう属のペッパー	一二%	B10
○九・〇五	バニラ豆		A
○九・〇六	けい皮及びシンナモンツリーの花		A
○九・〇七	丁子（果実、花及び花**梗**に限る。）		A
○九・〇八	肉ずく、肉ずく花及びカルダモン類		A
○九・〇九	アニス、大ういきょう、ういきょう、コリアンダー、クミン又はカラウエイの種及びジュニパーベリー		A
○九・一〇	しょうが、サフラン、うこん、タイム、月けい樹の葉、カレーその他の香辛料		A
○九・一〇・一一	しょうが		A
○九一〇・一二	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの		A
○九一〇・二〇	破砕し又は粉砕したもの		A
○九一〇・三〇	サフラン		A
	うこん		A
○九一〇・九一	その他の香辛料		A
	この類の注1(b)の混合物	七・二%	B7
	カレー		A
○九一〇・九九	その他のもの		A
	その他のもの		A
	第一〇類		
一〇・〇一	穀物		
一〇〇一・一一	小麦及びメスリン		
一〇〇一・一九	デュラム小麦		
	播種用のもの		S
	その他のもの		S
一〇〇一・九一	その他のもの		
	播種用のもの		S
一〇〇一・九九	その他のもの		
	日本国政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）第四十二条の規定により輸入するもの、同法第四十三条の規定による輸入を行おうとする者及び買受けを行おうとする者の連名による申込みに応じて行う日本国政府の買入れ及び売渡しのため輸入される麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		S
	メスリン		S
	その他のもの		S
	飼料用のもの		S
	税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するもの		X
	その他のもの		S
	その他のもの		S